

こうけんでこうけん 後見DE貢献

～IKUKOのつぼやき～



2024年6月1日
発行所
オールフォーワングループ

国松司法書士法人
行政書士国松偉公子事務所
オールフォーワン土地家屋調査士事務所
〒1850021
東京都国分寺市南町三丁目 22 番 2 号
ゼルコパビル 4 階
Tel.0423000255 fax0423000256
office@kunimatu.jp

アジサイの季節です。つい先日ツツジが終わったかと思うと、塀からアジサイの枝葉が青々としてせり出して伸びてきて、いかにも「次は私たちの出番よ」と言いたげなせり出し方に思わず微笑みを投げかけていました。まだつぼみもつけていない時期なのに植物のえもいわれぬ強さに勇気をもらいます。

さて、今回は見守りから死亡後までのポイントを図に示してみました。見守り契約、財産管理等委任契約、任意後見契約、死後事務委任契約、遺言と体力や知力の衰えに応じて発動する制度が違ってきます。いくつかのトリガー（きっかけ）を経てどの制度が発動するのか、言葉で説明していてもなかなかご理解いただけないことがあります。そして、このような図で説明しても「もう1回説明して」と言われることもあります。私たち国松司法書士法人は言葉での説明と図をお見せしての説明を繰り返してお客様と契約に至ることが多いです。

この一連の流れはいわゆるおひとりさま、おふたりさま（お子様のいらっしゃるご夫婦やご兄弟）が利用されますが、最近ご相談は増加傾向にあり、ご自身の将来をしっかりと見据えて対策される、強くたくましい方が増えているような気がしています。

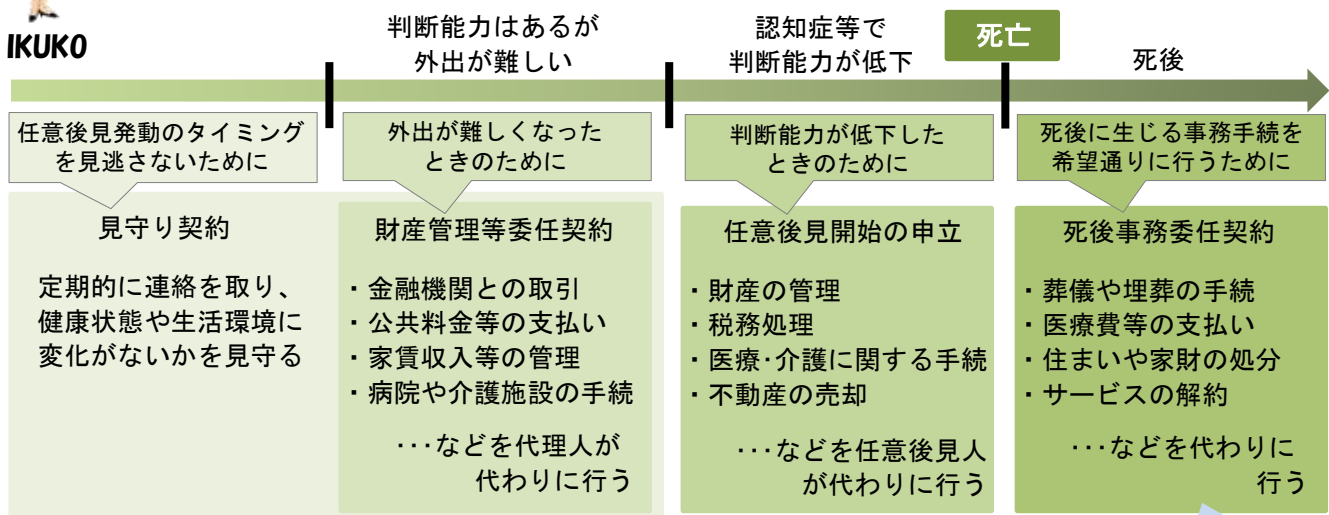
IKUKOの三識 ～知識～見識～胆識



IKUKO

2月号から4回に渡って任意後見契約とセットで結ばれることの多い、「見守り契約」、「財産管理等委任契約」、「死後事務委任契約」、「遺言書」を紹介してまいりました。どの契約や法律行為も任意後見契約では足りない部分をカバーするものであることがわかっていただけたと思います。今月はこれらについて、復習を兼ねてもう一度整理していきましょう。

見守りから死亡後までの流れとポイントを図にまとめてみましたので、参考にしてみてください。



YouTube

国松偉公子の
相続相談室
(*^o^*)



★LINE★
国松司法書士法人
新アカウントで
きました!!
どうぞよろしく☆



遺言書

死後事務委任契約ではカバーできない、相続分の指定や遺産分割方法の指定等、財産に関することを決めておくことができる

ひとつの流れとして見てみると、いつどのようなサポートが必要になるのか、わかりやすいかと思います。参考にしてみてください。